

今後企業に求められる人材活用について

加藤社会保険労務士事務所
(一社)名北労働基準協会専門相談員

社会保険労務士 加藤正人

『ダイバーシティ』という用語はすっかり定着していますが、その意味合いは「社会的マイノリティの就業機会拡大」から「多様な人材活用による生産性マネジメント」といった、企業にとってより積極的な考え方方が主流となってきたいます。昨今の人材採用においては、昨今の人が採れない時代に、人材専門機関を通じた多様な人材の活用についていかがお考えでしょうか。

少しおさらいをしてみますと、既に改正が行われ拡大した「技能実習制度」では第1号(1年目)、第2号(2年目・3年目)に加え、第3号(4年目・5年目)を設けて、最長5年間

受け入れることが可能となりました。運営には事業許可制度に基づく監理団体が、実習実施企業をサポートし、労働法令や入管法遵守のも

のとで実施するほか、認可法人である「外国人技能実習機構」を新たに創設し、各監理団体からの報告の収取、実地検査を行うなど制度の適正性を担保してきました。また1号と2号、2号と3号の更新時は「技能評価試験」を行い、合格した者が実習を継続できると、いう実習成果の管理も行います。こうした制度の下、

来年度から施行される改

正入管法は、技能実習制度とは全く別の新たな在留資格(試験によつて技能や日本語水準が認められた特定技能1号・さらに上位の2号)が設けられ、人材の確保がより困難な14の「特定

産業分野」(介護、ビル清掃、素形材産業、産業機械製造、電気・電子情報関連、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造、外食)に対しこれら外国人材の受入れが可能となりま

す。尚、第2号以上の「技能実習生」には、この「特定

技能1号」の試験が免

除され、新たな在留資格活動だけでなく、派遣や人



材紹介等専門事業者のサポートにより即戦力の獲得を可能とするもので、人材活用の手法として一考の価値があるといえるでしょう。

これら多様な人材活用について大切なことは、

法令に基づく詳細な運用方法について的確なアドバイスを提供してくれる事業者選びといえます。信頼できる事業者を掴むには、やはり多くの事業者の話を聞いてみることをおススメします。

愛知県下各労働基準協会では、3月13日名古屋国際会議場で大人材難時代の多様な人材の確保活用対策のための「人材確保活用総合対策セミナー」と人材専門機関との出会いの場「人材紹介・派遣・受け入れ機関展」を開催します。



派遣社員の受入れが継続的に可能となっています。また、派遣社員の正社員化等の一定要件のもとで、派遣社員の受入れが継続的に可能となっています。また、派遣社員の正社員化等について、国の雇用助成制度(平成31年の内容は未定)が後押しをしています。

詳しく述べ、当協会総合受付(☎052-961-1666)まで。

イラスト・森沢康代
(完)